

【mimoシェア貸渡約款】

mimoシェア貸渡約款（以下「本約款」といいます）は、エムケイドットエックス株式会社（以下「当社」といいます）がmimoカーシェアリングブランドでの車両貸渡を運営するカーシェアリングサービスに関して定めたものであり、本サービスを利用される会員（以下「会員」といいます）に適用されます。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 当社は、本約款に従い第2条に定める会員に対して、当社の提供する会員登録・予約システム（以下「当社予約システム」といいます）を通じて予約した貸渡用電気自動車（以下「シェアカー」といいます）を提供するものとします。
なお、本約款に定めのない事項については、第36条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、本約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が本約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込み）

1. 会員は当社予約システムに掲載されたmimoシェア会員規約（以下「会員規約」といいます）の内容を承諾の上、会員規約の定めに従って入会申込手続きを行い、当社はその入会を承認した個人および法人の予約に対して、原則として、当社の保有するシェアカーの範囲内で予約に応ずるものとします。
2. 会員は、シェアカーを借りるにあたって、本約款及び当社が別に定める料金表等に同意のうえ、当社予約システムにより、予め車種、貸渡利用日時、貸渡/返還場所、運転者（以下「貸渡条件」といいます）を明示して予約の申込を行う事ができます。シェアカーのデリバリーに関しては予約時に貸渡条件を定めるにあたって、当社予約システムにて会員と当社間で直接の連絡は、当社の営業稼働時間（9：00～21：00）以内で行われることとする。会員にて指定した貸渡場所及び返還場所が安全かつ適法に受渡を行う場所として不適切と判断した場合、当社は会員に事前に連絡したうえで適切な場所に変更することができます。当社が貸渡条件を承認し、会員による第9条の利用料金の支払いが確認できて予約が確定（以下「確定予約」といいます）されたものとしたします。

3. 会員は自身と予め登録した運転者（以下「追加運転者」といいます）以外の者にシェアカーを運転させてはならないものとします。
4. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅第55号令和4年5月31日）に基づき、貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、当社指定の申し込み方法において、会員の運転免許証、その他身元を確認する書類の提出（電磁的方法による送信を含みます）、及びそれらの書類の複写の承諾を求めるものとし、会員はこれに同意します。なお、会員が提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、会員に返却しないものとします。
5. 会員は、当社が前項の貸渡簿（貸渡原票）を作成するために、会員規約に従い当社が取得した会員情報を使用することに同意するものとします。
6. 1回の予約時間は最長168時間までとし、それ以上の時間延長を利用する場合（ただし、次の予約が入っていない場合のみ）は、利用料金の精算後、新たに予約を取り直すものとします。

第3条（予約の変更・取消し）

1. 会員は、前条第2項の貸渡条件を変更・取消しようとするときは、予め当社予約システムを通じて承諾を受けなければならないものとします。デリバリーにおいては貸渡開始日時の2時間前、かつ当社稼働時間内（9：00～21：00）に承諾を受けていない場合、変更・取消しは認められません。この場合、会員は確定予約に従い利用料金・貸渡条件の変更はありません。貸渡開始日時の2時間前を過ぎてからの変更・取消しについては、予約利用料金の50%をキャンセル料として当社にお支払いいただきます。
2. 会員のクレジットカード与信枠の不足が判明したとき、また会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が発生した場合、当社は予約を取消することができるものとします。
3. 会員は、事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の会員による予期せぬ事由により貸渡条件どおりシェアカーの提供ができない場合があることを、予め了承します。当社が案内した貸渡条件の変更（他のシェアカー／利用日時等）を会員が承認しない場合は、当該予約は取消しされたものとみなされ、当社は会員に対し当該予約に係る受領済の利用料金を当社の定める方法により返金します。これにより会員に生ずる損害について当社は賠償責任を負わないものとします。

第4条（代替シェアカー）

1. 当社は、会員から予約のあった車両を貸し渡すことができないとき又は走行に必要な電気容量が半分以下のときは、予約と異なるシェアカー（以下「代替シェアカー」といいます）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 会員が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種を除き予約時と同一の貸渡条件で代替シェアカーを貸し渡すものとします。
3. 会員は、第1項の代替シェアカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

4. 会員が予約時と同一の貸渡条件より低廉な料金適用およびクーポン等の供与の強要があった場合は、当社は会員規約に準じて強制退会処理を行うことができるものとします。
5. 当社は、貸渡期間中にシェアカーの提供が不能になった場合でも、会員に対して他のシェアカーを貸し渡す義務を負わないものとします。

第3章 貸渡し

第5条（貸渡契約の成立）

1. 第2条第2項にて予約した貸渡条件に基づき、当社の定める方法により貸渡手続きを行うことで確定予約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。また、会員は当社提供のアプリにより利用を開始するものとし、アプリ内の「利用開始ボタン」を押すことで予約が開始されることを、予め了承するものとします。
2. 当社は、会員が予約したシェアカーの貸渡しを保証するものではありません。天災、事故、シェアカーの盗難・故障又は不具合、配車スタッフによる配車遅延、他の会員によるシェアカーの返却の遅延・不履行、その他当社の責に帰すことのできない事由又は通信回線の障害、システム障害、その他当社サービスの運営上の都合を含む諸般の事由により、シェアカーを貸し渡すことができない場合には、予約契約の完了後であっても、貸渡契約を解約することができるものとし、第3条第3項に定める方法で利用料金を返金します。この場合、当該解約によって会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 前項以外の理由により会員へシェアカーの貸渡し手続きが行われない場合は、会員は速やかに通知するものとする。会員の責による事由の場合、シェアカーの受渡しがなくても貸渡契約が成立したものとみなし、利用料金は返金されない。
4. 配車遅延による利用日時の変更が発生した場合、実際にシェアカーの受渡しが行われた日時をもとに利用料金を算定し、後日精算するものとする。
5. 貸渡契約が成立した会員は、追加運転者にシェアカーの利用に関する会員規約上の規約等及び関連規則上の義務を遵守させるものとし、追加運転者の作為又は不作為に関する責任の一切を負うものとします。

第6条（貸渡契約における保証義務）

1. 会員は、シェアカーの貸渡に際して次の各号の事項を当社に保証するものとします。
 - (1) シェアカーの運転に必要な資格の運転免許を有していること、及び運転免許証について会員規約に従い変更、更新等の通知がなされていること。
 - (2) 会員が必ず同乗し、第2条2項に定める以外の者に運転させないこと、運転中はドライブレコーダーが録画状態となっていることを確認すること。
 - (3) シェアカーの利用時に酒気を帯びていないこと。
 - (4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。

(5) 運転に支障のある薬を服用していないこと、医師から運転を控えるよう指示されていないこと、その他運転するにあたっての健康上の支障がないこと。

(6) シェアカーの利用時に6才未満の幼児をチャイルドシートなしで同乗させないこと。

(7) 交通法規を遵守してシェアカーを運転すること。

(8) 会員規約第7条1項の各事由に該当しないこと。

2. 当社は、会員が前項各号に反することが判明した場合には、貸渡契約の締結を拒絶又は貸渡契約の解除をすることができるものとします。

第7条（利用料金）

1. 利用料金とは、シェアカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金で、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの料金にかかる消費税又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1) 基本料金 (2) 追加補償制度加入金 (3) 距離料金 (4) 延長/超過料金
- (5) その他料金

2. 会員は、予約のための貸渡条件が確定したときは、当社予約システムにより算出される利用料金を予め当社予約システムにて定められた方法で支払うものとします。

3. 会員が貸渡期間中にシェアカーにて有料道路を利用したときは、会員はその利用にかかる料金を負担するものとします。

4. 前項の会員が有料道路をETCシステムにて利用した場合において、有料道路を運営する高速道路株式会社等から当社に対し問合せ等があった場合、当社は該当する利用者に関する情報を開示することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。

5. 利用料金については、細則で定めるものとします。

第8条（利用料金の改定）

1. 当社は、利用料金を改定する場合、改定日の2週間以上前に、当社予約システムに掲載する方法又は当社が指定する方法等により、会員に告知するものとします。

2. 貸渡契約が成立した後に、当社が利用料金を改定したときでも、当該貸渡契約成立時の条件は、なお有効なものとします。

第9条（決済）

1. 会員は、予約申込みした貸渡条件をもとに算出された利用料金、及び過去の利用に関して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社予約システムを通じて届け出たクレジットカード、当社が定める決済方法により支払うものとします。

2. 前項の手段により決済できない場合は、当社は請求書による支払いを求めることができます。会員からの申し出による請求書による支払いには応じることはできません。
3. 会員と決済会社（クレジットカード会社、オンライン決済会社）間で生じた紛争は当事者間で解決するものとする。
4. 利用料金は、利用終了時点で確定するものとし、当社は当該確定額について、会員が当社予約システムに登録したクレジットカードまたは当社が定める決済手段により決済を行うものとし、
5. 前項の決済は、原則として利用終了後速やかに行うものとし、会員による決済操作の有無にかかわらず、利用終了後24時間以内に当社が自動的に決済を行うことがあります。
6. 会員が登録する決済手段の変更があった場合において、未決済の利用料金が存在するときは、当社は変更後の決済手段に対して当該未決済料金の決済を行うことができますものとし、
7. 会員は、クレジットカードその他の決済手段により支払った利用料金その他本契約に基づき負担すべき金員について、カード会社その他の決済事業者に対し、支払停止、取消し、返金請求（チャージバックを含みます）その他これらに類する手続きを行った場合であっても、本契約に基づく支払義務を免れないものとし、

上記の手続きにより、当社に利用料金その他の金員が入金されなかった場合、又は当社がカード会社その他の決済事業者に対し返金その他の負担をした場合には、当社は会員に対し、未払いとなった利用料金その他の金員及び当社所定の事務手数料を請求することができるものとし、会員は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

なお、会員とカード会社その他の決済事業者との間で、第三者による不正利用その他これに類する事由を理由として紛争が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、会員の当社に対する支払義務は影響を受けないものとし、

第10条（法定点検整備）

1. 当社は、シェアカーに対して、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施します。
2. 前項の定期点検整備において、シェアカーに整備不良等を発見した場合は、当社は部品交換等の処置を講ずるものとし、

第11条（運転者の労務供給の拒否）

会員は、シェアカーの貸渡しに付随して、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む）を受けることはできないこととする。当該労務供給にはシェアカーの配送スタッフも含み、会員を同乗して運転することはできないものとし、

第4章 使用

第12条（管理責任）

1. 会員又は追加運転者は、シェアカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間、善良な管理者の注意義務をもってシェアカーを使用し、保管するものとします。シェアカーを当社に返還する場合、シェアカーを借り受けたステーションに貸渡開始時の状態で返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、シェアカーの汚損、損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由によるときは、シェアカーを貸渡開始時の状態とするために要する費用を負担するものとします。
2. 会員は、前項に定める場合の他、カーシェア車両の返還にあたって、カーシェア車両に損傷やドライブレコーダーの録画状態等に異常を発見した場合は、速やかにカスタマーサポートに連絡するものとします。
3. シェアカーを運行するにあたり必要となる、法令で定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、高齢者運転標識等）は、会員がその費用と責任において用意した上で適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（日常点検整備）

1. 会員は、シェアカーについて、貸渡期間中、毎日、利用の前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検整備を実施するものとし、あわせて、シェアカー自体の損傷（部品の紛失を含む）、備品の紛失、車内の汚損、臭気等（以下「損傷等」といいます）がないことを確認するものとする。
2. 会員は前項の点検・確認により、ドライブレコーダー録画機能の停止および損傷等を発見した場合は、速やかにカスタマーサポートに連絡し、その指示に従うものとします。なお、当該損傷等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合、貸渡契約は解約となります。この場合、会員は、当社に対して、当該貸渡契約終了時刻以降の利用料金を支払うことを要しないものとします。なお、これにより会員又は第三者に生ずる損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（充電）

1. 会員は充電を行う際のシェアカーの利用またはステーションに設定された充電器の利用に関して、次の条項に従うものとします。
 - (1) 利用に関するマニュアルを遵守し利用すること。
 - (2) シェアカーまたは充電器の不適切な取り扱いにより、シェアカーまたは充電器を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を会員が負担すること。
 - (3) 利用開始時のシェアカーの電気容量が満充電とは限らず、会員の利用時間中に充電が必要となる可能性があることに承諾すること。また、その場合の充電に要する時間も利用時間に含まれることを承諾すること。
 - (4) 車種により、急速充電の利用料金は会員が負担する場合があることを承諾すること。
 - (5) 電気自動車の特性として、運転方法、走行状況、エアコンやカーナビゲーションシステム等の機器の使用状況により、想定走行可能距離が変動することを認識し、会員の自己の責任において充

電を行うこと。

(6) 利用時間中に充電不足を起因として車両が走行不能となり、レッカー等での車両の移動や充電作業等が必要となった場合、その費用を会員が負担すること。電欠は追加補償の対象外です。

2. 当社は、シェアカーが予約されていない時間帯に、シェアカーへの充電もしくはシェアカーからの放電を目的として、会員から新たにシェアカーの予約ができない設定を行うことがあります。

第15条（禁止行為）

会員又は追加運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

1. 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくシェアカーを自動車運送事業、又はこれに類する目的に使用すること。
2. 会員以外の者に使用させる行為、または転貸。会員が同乗することなく、シェアカーを追加運転者に運転させること。
3. シェアカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はシェアカーを改造し若しくは改装する等その現状を変更すること。
4. 当社の承諾を受けることなく、シェアカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
5. 法令又は公序良俗に違反してシェアカーを使用すること。飲酒運転、無免許、速度超過、信号無視、居眠り運転、無免許運転、スマホの注視・操作、故意に近い危険運転は重大違反（重過失扱い）とします。「重過失」とは、単なる不注意を超えて、著しく危険で容易に事故発生を予見し回避できたにも関わらず、これを怠った著しく不注意な行為を指します。
6. 当社の承諾を受けることなくシェアカーについて損害保険に加入すること。
7. カーシェア車両に動物を同乗させること。
8. カーシェア車両に灯油を積み込むこと。
9. 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
10. シェアカーを日本国外に持ち出すこと。
11. 当社又は他の会員に著しく迷惑を掛ける行為（シェアカーの車内での喫煙、薬物、物品等の放置、カーシェア車両の汚損等を含むがこれらに限られない）を行うこと。
12. 貸渡シェアカーに会員および同乗者の私物を設置および固定する行為、車両情報を変更（登録鍵の変更・削除を含む）する行為。これらは不正領得の意思のある使用窃盗として刑事処罰および賠償請求の対象となります。

13. 車両に搭載されたドライブレコーダー、GPS機器、その他の車載機器・備品について、取り外し、移動、設定変更、配線の抜き差し等、当社の車両管理に影響を与える行為。当該行為があった場合または利用時にドライブレコーダーの録画機能が停止状態であった場合、第16条に基づき契約解除し、たとえ予約時に補償制度に加入していても、保険・補償制度が適用されない可能性があります。

第16条（ドライブレコーダー等の保全義務及び違反時の契約解除）

1. 会員は、利用開始時にドライブレコーダーの作動状況を確認するものとします。
2. 会員は、次の各号のいずれの行為も行ってはならないものとします。
 - (1) ドライブレコーダーの電源を切断する行為
 - (2) SDカードその他記録媒体を抜き取る行為
 - (3) レンズを覆うなど撮影・録画を妨害する行為
 - (4) 配線の取り外し、設定変更その他正常な作動を妨げる行為
 - (5) その他当社がドライブレコーダー等の正常な記録を妨げると合理的に判断する行為
3. 当社は、会員の故意または過失によりドライブレコーダー等が正常に作動せず、または記録が消失若しくは改ざんされたと合理的に判断した場合は、催告を要することなく会員資格を停止または取り消すことができるものとします。
4. 前項により会員資格が停止または取り消された場合であっても、会員は当社に対する一切の債務を免れません。
5. 当社は、会員が故意に前項の行為を行った、または客観的な記録、車両の状態その他の事情から合理的にそのように認められる場合には、催告を要することなく直ちに貸渡契約を解除し、シェアカーの返還を求めることができます。
6. 前項により契約が解除された場合、会員は、当社の指定する場所または当社が指定する方法により、直ちにシェアカーを返還しなければなりません。
7. 会員が直ちに返還しない場合、当社は、法令の範囲内において、GPSその他の車載システムを利用して車両の所在を確認し、車両の返還を受けるために必要な措置を講じることができるものとします。
8. 車両の返還または回収に要した回送費、レッカー費用、現地対応費、調査費用、弁護士費用（法令上認められる範囲に限る）その他合理的な費用は、会員の負担とします。
9. 以下の場合、当社は補償制度の適用を制限または除外できるものとします。
 - (1) 利用後ドライブレコーダーの映像が提出されない場合
 - (2) 電源遮断、記録停止等が確認された場合
10. 前項の場合、当社は事故負担額の増額、または損害の全部もしくは一部を会員に請求できるものとします。

11. 本条は、ドライブレコーダーの自然故障、経年劣化、製造上の不具合その他借受人の責めに帰することのできない事由により正常に作動しなかった場合には適用しません。

第17条（駐車違反及び速度違反の場合の処置等）

1. 会員が貸渡期間中にシェアカーに関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、駐車違反を行った会員は、ただちに駐車違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、自らの責任と負担で駐車違反にかかる反則金を納付し、かつ、駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用の一切を負担するものとします。
2. 当社は、警察その他の関係機関、有料道路事業者、駐車場運営事業者その他の第三者から、シェアカーの利用に起因する駐車違反、速度違反その他の交通違反、有料道路利用料金、駐車料金その他会員が負担すべき金員に関する納付書、請求書その他これらに類する書面（以下「納付書等」といいます）を受領した場合には、会員に代わり当該金員を代理して支払うことができるものとします。
前項の場合、会員は、当社が代理納付した金額の全額に加え、当社の事務処理に要する費用として事務手数料5,000円（税込）を負担するものとし、当社はこれらを合算して会員に請求できるものとします。会員は、当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
3. 前項の場合において、シェアカーの返還が貸渡契約に基づく返還日時を超えた場合は、第7条第1項（超過金）所定の超過違約金を支払うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して、会員が作成した自認書及び会員との貸渡条件、当社に登録された会員情報、会員に貸し渡したシェアカーの登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4 第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は有料道路利用料金その他会員に帰属する費用を当社が負担した場合又は、会員の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は会員に対し、次の各号に定める金額（以下「違反関係費用」といいます）を請求することができるものとします。この場合、会員は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別途定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及びシェアカーの移動、保管、引取り等に要した費用
6. 第1項の規定により会員が交通違反又は有料道路利用料金等に関する反則金その他の費用を納付すべき場合において、当該会員が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指定又は第2項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該会員から、当社が別途定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます）を請求することができるものとします。

7. 会員が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、会員が、後に該当駐車違反にかかる反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを会員に返還するものとします。前項に基づき当社が駐車違反金を受領した場合においても、同様とします。
8. 会員が貸渡期間中にシェアカーを運転してスピード違反（最高速度違反行為）をしたときは、会員は、スピード違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、ただちに自らスピード違反にかかる反則金を納付するものとします。

第5章 返還

第18条（返還責任）

1. シェアカーの返還は、貸渡契約に基づく返還日時に、予約時に定めた返還場所にて、シェアカーを配車スタッフへ受渡すこと若しくはその他の当社の定める方法により貸渡開始時の状態で返還するものとします。これらに違反したときは、会員は当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
2. 会員が定められた場所へ返還しなかった場合は第19条に定めた費用、返還日時を超える利用があった場合は定められた延長／超過料金、通常の摩耗を除き、シェアカーへの汚損、損傷、備品の紛失等の発生が会員の責によるべき事由によるときは貸渡開始時の状態とするために要する費用を会員が負担するものとします。
3. 配車スタッフへの返還遅延が発生する場合は、速やかに当社に通知するものとします。この場合は、利用料金は返還日時を基に算定されます。受取の遅延状況により、当社は、会員に対して、近隣の適切な場所へ移動及び駐車を依頼することがあり、会員はこれに同意するものとします。当該遅延に生じる損害・費用は会員が負担するものとします。

第19条（返還時の確認等）

1. 会員又は追加運転者は、配車スタッフ・次の利用者の為の走行可能距離を配慮した電気容量の補充の上、シェアカー及び備品を返還するものとします。電気容量50%以上の状態で返還するものとし、未充電により次の利用者が使用できない場合、会員又は追加運転者は別に定める営業補償及びペナルティ料金を支払うものとします。
2. 会員又は追加運転者は、シェアカーの返還にあたり、通常の使用による摩耗を除き、シェアカーを借り受けた時の状態で返還するとともに、車内に会員、追加運転者又は同乗者の所有物その他の遺留品がないことを確認した上で返還するものとします。なお、シェアカー返還後に遺留品が確認された場合の取扱いについては、第31条の定めによるものとします。
3. 会員又は追加運転者がシェアカーの通信機にログインし利用された場合、自らの責任でログアウトし返還するものとする。当社は返還後の利用履歴には一切関知しないものとする。

第20条（返却場所以外への返還）

貸渡条件と定めた返却場所以外の場所にシェアカーを返還した場合、会員は当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、シェアカーの回収・移動に要した費用及び別に定める営業補償及びペナルティ料金を支払うものとします。

第21条（シェアカーが返還されない場合の措置）

1. 当社は、会員又は追加運転者が、利用期間が満了したにもかかわらず、シェアカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は会員の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、シェアカーの所在を確認するため、会員又は追加運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、会員又は追加運転者は、第25条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、シェアカーの回収及び会員又は追加運転者の探索に要した費用を支払うものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第22条（故障発見時の措置）

会員又は追加運転者は、使用中にシェアカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第23条（事故発生時の措置）

貸渡期間中にシェアカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
2. 事故に関し自動車保険が適用される場合には、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
3. 事故に関し当社の承諾を受けずに相手方と示談その他合意を行わないこと。
4. シェアカーの修理は、原則として当社において行うものとし、当社が承諾した場合を除き、会員自らが修理せず、かつ当社以外の第三者に修理を行わせないこと。

第24条（盗難発生時の措置）

会員又は追加運転者は、貸渡期間中にシェアカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに最寄りの警察に通報すること。
2. 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
3. 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第25条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 貸渡期間中において故障、事故、盗難、その他の事由によりシェアカーが使用できなくなったときは、当該事由の発生を当社にただちに連絡しなければならず、連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとします。
2. 会員に帰責性のある事故、盗難、故障、その他の会員の責に帰すべき事由により、シェアカーの使用が不能となった場合には、シェアカーの使用が不能となった時点から貸渡契約により約定された返還日時までの間の利用料金について、会員に対する免除は行わないものとします。
3. 天災地変その他の不可抗力の事由（当社及び会員のいずれの責にも帰すことのできない事由によりカーシェア車両に生じた故障等の場合も含む）により、カーシェア車両が使用不能となった場合、会員は、当社に対して、当該貸渡契約終了時刻以降の利用料金を支払うことを要しないものとします。
4. 当社は、本サービスにかかる通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができるものとし、カーナビゲーションの精度、動作を含め、これに起因して会員が被った損害については責任を負わないものとします。
5. 会員及び追加運転者は、本条に定める措置を除き、シェアカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第26条（賠償及び営業補償）

1. 会員又は追加運転者は、シェアカーを使用して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員又は追加運転者の責に帰すべき事由による故障、シェアカーの汚損・臭気等により当社がそのシェアカーを利用できないことによる損害については、料金表及び利用ガイド等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、会員はこれを支払うものとします。

第27条（保険及び補償）

1. 会員又は追加運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がシェアカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める基本補償制度により、次の限度内の損害額を補償し、基本補償の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

- (1) 対人補償：1名につき無制限（自賠責保険を含む）
 - (2) 対物補償：1事故につき無制限（免責金額10万円）
 - (3) 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで（無保険車傷害特約 1名につき2億円）
 - (4) 車両補償：1事故につき車両時価額（免責金額30万円）
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める損害額は支払われません。
3. 第1項の定める限度額を超える損害、又は保険会社から実際に支払われる額を超える損害については、会員の負担とします。
4. 会員が利用予約時に当社の定める追加補償制度に加入・支払いを行った場合、車両補償として利用中に生じた車両の損傷に対する修理額を最大10万円に軽減（免責金額10万円の適用）できるものとします。追加補償制度は車両補償の免責額、営業補償（NOC）、通常車両補償の対象とならないパンクやタイヤへの損傷、ホイールキャップの紛失等を付帯しており、その加入金とその補償内容は別に定めるものとします。
- なお、免許取得後1年未満の方が運転される場合、当社所定の追加補償制度は適用対象外となります。予約者が追加補償に加入している場合であっても、免許取得後1年未満の方を追加運転手として追加した場合、追加補償は適用されません。事故時は修理費用・営業補償等を、会員又は追加運転者にご負担いただく場合があります。
5. 第1項の基本補償制度および前項の追加補償制度の加入に関わらず、次の場合、当社の補償制度は適用されません：
- (1) 飲酒運転、無免許運転（運転免許停止期間中や運転できる免許種類に違反している場合を含む）
 - (2) 著しい速度超過、信号無視等の重大違反
 - (3) その他、事故の直接原因となる交通法規違反
 - (4) 故意、重過失
 - (5) 不必要な急停車等の不規則な運転によって生じた事故
 - (6) 利用者の管理ミスによって生じた損害
 - (7) 警察もしくは当社に未届けの事故（単独事故含む）、虚偽申告をした場合
 - (8) ドライブレコーダーが未接続・作動状況になかった場合、故意に録画データを削除した場合
 - (9) 利用前に申し出があった運転者以外が運転した場合、予約者が同乗していない場合
 - (10) 利用者の所有する車両や建物等、配偶者・親・子供等身内への損害
 - (11) 海岸や林道など一般車道以外を走行した事による損害
 - (12) 車両返却後の事故報告、無断延長中に事故を起こした場合
 - (13) 事故の相手方と当社の承諾なく直接示談を行った場合

(14) 正常な運転が困難な状態で事故を起こした場合（運転に支障を及ぼす疾病、薬物使用等を含む）

(15) その他、貸渡約款に掲げる事項に違反がある場合 など

当該違反が事故の直接原因である場合は、会員は損害の全額を負担するものとします。

6. 当社が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第8章 貸渡契約の解除

第28条（貸渡契約の解除）

当社は、会員又は追加運転者が貸渡期間中にこの約款に違反したとき、又は第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らかの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにシェアカーの返還を請求することができるものとします。

第29条（クレジットカードの有効性および決済不能時の契約解除等）

1. 会員は、貸渡期間中、貸渡契約の決済に使用する登録済みクレジットカードその他の決済手段が有効に利用できる状態を維持するものとします。
2. 当社は、貸渡期間中においても、必要に応じて登録済みクレジットカードの有効性確認、与信承認または決済可能性の確認を行うことができます。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は催告を要することなく貸渡契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) クレジットカードの有効性確認または与信承認が得られないとき。
 - (2) クレジットカード会社その他の決済事業者から決済拒否、利用停止その他これに類する通知を受けたとき。
 - (3) 登録済み決済手段により料金等の決済ができないと当社が合理的に判断したとき。
 - (4) 会員が代替決済手段の提供その他当社が求める措置に応じないとき。
4. 前項により貸渡契約が解除された場合、会員は、当社の指定する場所および期限までに直ちにシェアカーを返還しなければなりません。
5. 会員が前項の返還義務を履行しない場合、当社は、法令の範囲内においてシェアカーの所在を確認し、返還を受けるために必要な措置を講じることができます。
6. 前項に基づく車両の返還または回収に要した費用（回送費、レッカー費用、現地対応費、保管費、交通費その他これらに付随する合理的な費用を含む）は、会員の負担とします。
7. 会員は、貸渡契約解除前に発生した貸渡料金、延長料金、違約金、営業補償（NOC）、損害賠償その他当社に対する一切の債務について、その支払義務を免れません。

8. 当社が本条に基づき貸渡契約を解除し、返還を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく返還に応じない場合、当社は警察その他関係機関へ相談・通報し、民事上または刑事上の法的手続をとることがあります。

第30条（反社会的勢力の排除および契約解除）

1. 会員は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団員
 - (3)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4)暴力団準構成員
 - (5)暴力団関係企業
 - (6)総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者
 - (7)前各号と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4)風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前二項のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、またはその疑いがあるとして事実確認への協力を求めたにもかかわらず合理的な期間内に協力が得られない場合には、催告を要することなく貸渡契約を解除し、直ちにシェアカーの返還を求めることができます。
4. 会員は、前項に基づく返還請求を受けた場合、直ちにシェアカーを当社の指定する場所へ返還しなければなりません。
5. 会員が返還義務を履行しない場合、当社は法令に従い、車両の返還を受けるために必要な措置を講じることができるものとし、そのために要した合理的な費用は会員の負担とします。
6. 当社は、本条に基づく契約解除により会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
7. 当社は、本条に基づく契約解除または返還請求に際し、必要に応じて警察その他の関係機関へ相談し、情報提供その他法令に基づく対応を行うことがあります。

第31条（残置物の取扱い）

1. 会員は、シェアカー返還時又は当社が車両を回収した際に車内へ残置した一切の物品（以下「残置物」といいます）について、自己の責任において速やかに引き取るものとします。
2. 当社は、残置物を保管する義務を負いません。ただし、当社が保管した場合であっても、その滅失、毀損、変質その他一切の損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
3. 当社は、残置物について、会員に対し、登録された電話番号、電子メールアドレスその他当社が適当と認める方法により引取りを求めることができます。
4. 会員が当社の通知日から14日以内に残置物を引き取らない場合、又は会員と連絡が取れない場合には、当社は会員が所有権を放棄したものとみなし、廃棄その他適当な方法により処分することができるものとします。
5. 食品、飲料、生鮮品、腐敗又は変質のおそれのある物品、危険物、衛生上保管が適当でない物品その他当社が保管困難と判断した物品については、前項にかかわらず、当社は会員への通知を要することなく、直ちに廃棄その他必要な措置を講じることができます。
6. 運転免許証、旅券、クレジットカード（ETCカードを含みます）、現金、有価証券その他法令上遺失物として取り扱うべき物品については、法令に従い所轄の警察署その他関係機関へ引き渡すものとします。
7. 法令により所持又は保有が禁止されている銃砲、刀剣類、薬物その他の物品については、当社は速やかに所轄の警察署その他関係機関へ届け出るものとします。
8. 残置物の保管、運搬、返送、廃棄その他これらに要した一切の費用は会員の負担とします。

第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

1. 当社が会員又は追加運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - （1）道路運送法第80条第1項に基づくシェアカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - （2）会員又は追加運転者に対し、シェアカー、その他当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - （3）貸渡契約の締結に際し、貸渡申込者又は登録運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否について審査を行うため。
 - （4）当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、会員又は追加運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - （5）個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(6) より良いサービスの提供及び顧客満足度の向上のためのマーケティング分析、並びに当社サービスに関する広告・宣伝のため。

2. シェアカーにはGPS機能（全地球測位システム）およびドライブレコーダーが搭載されており、本サービスの管理を行うため、運転状況を認識することがあります。

第10章 雑則

第33条（消費税）

会員は、本約款の基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第34条（遅延損害金）

会員は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第35条（邦文約款の優先適用）

邦文約款と英文約款の文章または用語につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

第36条（細則）

当社は、本約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

当社は、別に細則を定めたときは、当社予約システムにこれを掲載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第37条（合意管轄裁判所）

本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意裁判所とします。

細則

別紙：

以上

